

# 決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 土居 昌弘

## 1 日 時

令和2年10月6日（火） 午前10時00分から  
午後 3時31分まで

## 2 場 所

本会議場

## 3 出席した委員の氏名

土居昌弘、森誠一、志村学、清田哲也、阿部長夫、衛藤博昭、鴛海豊、三浦正臣、  
嶋幸一、御手洗吉生、阿部英仁、浦野英樹、木田昇、藤田正道、馬場林、尾島保彦、  
玉田輝義、平岩純子、河野成司、猿渡久子、末宗秀雄

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

井上明夫、古手川正治、成迫健児、高橋肇、守永信幸、堤栄三

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

会計管理者 森山成夫、代表監査委員 首藤博文、監査委員事務局長 牧敏弘、  
企業局長 工藤正俊、病院局長 田代英哉 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

第96号議案令和元年度大分県病院事業会計決算の認定について、第97号議案令和元年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について、第98号議案令和元年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、第99号議案令和元年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について及び第110号議案令和元年度大分県用品調達特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

詳細については、別紙「会議の概要及び結果」のとおり。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	白岩賢一
議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
議事課委員会班	副主幹	矢野順子
議事課委員会班	主任	曾我由香里

# 決算特別委員会次第

日時：令和2年10月6日（火）10：00～

場所：本会議場

## 1 開 会

## 2 企業局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

## 3 病院局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

## 4 一般会計及び特別会計決算審査

- (1) 決算概要説明（会計管理者）
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答

## 5 部局別決算審査

- (1) 会計管理局
  - ①決算説明
  - ②質疑・応答
  - ③内部協議（上記4も含む）
- (2) 監査委員事務局
  - ①決算説明
  - ②質疑・応答
  - ③内部協議

## 6 その他

## 7 閉 会

## 会議の概要及び結果

**土居委員長** ただいまから、決算特別委員会を開きます。

第3回定例会において付託を受け、継続審査となっている第96号議案から第110号議案までの15件の決算議案の認定について、本日から審査を行います。

審査にさき立ち、決算審査の方針等について申し上げます。

去る9月18日の委員会において、本委員会の運営要領を決定しました。決算審査の方針として、(1)計数の確認、(2)収支の正否、(3)財産管理の適否、(4)行政効果、(5)必要な改善措置となっています。具体的な審査については、先日の委員会でお配りした決算審査のしおりを参考にしてください。

次に、前年度の審査報告書に対する措置結果について、各部局審査の際に、該当部局から説明があるので、措置結果に対する質疑は、各部局審査の質疑とあわせてお願いします。

執行部に対し資料の要求等がある場合は、質疑とあわせて要求していただくようお願いします。また、各部局の審査終了の都度、審査における質疑等を元に審査報告書の検討を行います。各委員においては、運営要領に従い、円滑な委員会運営に御協力をお願いします。

それでは、この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は、企業局及び病院局の公営企業会計の審査並びに一般会計・特別会計に関する会計管理者、監査委員からの概要説明及び会計管理局、監査委員事務局の部局別審査を行います。

これより企業局関係の審査を行います。執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、企業局長及び関係者の説明を求めます。

**工藤企業局長** 企業局長の工藤です。

委員の皆さま方には、日頃から電気事業、工

業用水道事業の運営に格別の御理解、御支援をいただき厚くお礼申し上げます。

最初に私から、企業局の経営概況について御説明します。

それでは、お手元の資料の1ページを御覧ください。電気事業です。

企業局では、大野川発電所をはじめ、12の水力発電所及び松岡太陽光発電所で発電した電力を九州電力に供給していますが、平成30年度からは、このうち大野川発電所がリニューアル事業のため運転を停止しています。

1の売電実績電力量の推移ですが、令和元年度の水力発電の売電実績電力量は、赤の折線グラフの一番右端、2億1,448万3千キロワットアワーで、目標供給電力量に対し113.2%となっていますが、これは降雨に恵まれたことによるものです。

なお、黒の点線で示している各年度の目標供給電力量は、過去30年間の平均にオーバーホール等による非稼働時間を考慮して設定しています。平成30年度からは、大野川発電所がリニューアル事業に伴う運転停止により、目標供給電力量は大きく減少しています。

その下に緑色で示しているのが太陽光発電です。令和元年度の売電実績電力量は139万3千キロワットアワーで、前年度よりも減少していますが、これは九州電力からの発電抑制の要請回数増加によるものです。

これらに伴う2の電力料金収入の推移です。令和元年度の水力発電料金収入は19億8,400万円で、前年度に対し103.9%となっています。

また、太陽光発電の電力料金収入は5,600万円で、前年度よりもやや減少しています。

次に、3のグラフですが、水力発電の料金単価の推移です。

九州電力とは2年ごとに総括原価方式に準じた契約更改を行っており、令和元年度は1キロ

ワットアワー当たり10円7銭となっています。

また、資料には記載していませんが、太陽光発電における料金単価は、再生可能エネルギー固定価格買取制度、いわゆるFITの認定を受け、運転開始から20年間は1キロワットアワー当たり40円となっています。

4の純利益・純損失の推移です。

令和元年度の純利益は2億9千万円となっており、大野川発電所の除却損等で多額の特別損失を計上した前年度に比べて9億8,800万円の増となっています。

続いて、裏面、資料の2ページを御覧ください。

工業用水道事業について御説明します。

工業用水道事業では、大野川から取水した水を、大分市判田と大津留にある2か所の浄水場で処理し、大分市内の各企業に工業用水として供給しています。

上段1のグラフを御覧ください。

一番上の青い折線は、各企業との1日当たりの契約水量の推移を表したもので、令和元年度は約55万2千立方メートルとなっており、おおむね一定で推移しています。

これに対し、一番下の緑色の折線は実際に各企業に供給した1日当たりの実績給水量の推移を表したものです。

令和元年度の実績給水量は、日量約43万5千立方メートルで、契約水量に対する実績率は78.7%となっています。

水道料金は、責任水量制を採用しており、実使用量が契約水量を下回っても、契約水量による料金を支払っていただくようになっています。

これは、事業開始時に企業の事業計画に基づいて設備規模を決定し、投資あるいは維持管理をしているためです。

資料の中ほどの四角の欄を御覧ください。

令和元年度末時点では45の事業所と契約しており、水道料金単価は、契約時期により2種の料金設定となっており、1立方メートル当たり15.8円又は8.8円で提供しています。なお、全国平均は1立方メートル当たり約23円です。

契約水量の多い事業所は、一日当たり水量で日本製鉄23万立方メートル、昭和電工を中核とする大分コンビナート企業群の鶴崎共同動力11万立方メートル、王子マテリア5万7千立方メートル、住友化学5万4,300立方メートル等となっています。

一番下、2の純利益の推移です。

令和元年度の純利益は4億4,300万円で、前年度に比べ約5,100万円の増となっています。

企業局の経営概況の説明は以上です。

引き続き、総務課長から決算等の詳細について御説明しますので、よろしくお願ひします。

**塩月総務課長** 第97号議案令和元年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定並びに第98号議案令和元年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、お手元に配付の令和元年度大分県公営企業会計決算書により御説明します。

初めに、電気事業会計についてです。

決算書の1ページをお開きください。

電気事業の概況ですが、令和元年度の発電状況などの総括事項等を記載しています。

続いて、2ページに職員に関する事項、3ページから6ページまでは工事、委託の発注状況などを記載していますが、時間の関係から説明は省略します。

次に7ページの3業務です。

一番上、(1)業務量ですが、さきほど工藤局長から御説明したとおりです。

次に、(2)事業収入に関する事項を御覧ください。当年度欄の一番上の営業収益は20億5,936万円余りで、前年度に比べ、6,753万円余りの増となっていますが、これは主に降雨に恵まれたことによる水力発電量の増によるものです。

次に表の中ほど、財務収益は6,101万円余りで、91万円余りの減となっています。

次に事業外収益ですが、5,657万円余りで、前年度に比べて971万円余りの減となっています。

これは、平成30年度に固定資産の過年度修

正を行いました、元年度はこれが少なかったことによるものです。

以上により、当年度の事業収入合計は21億7,695万円余りとなり、前年度に比べ5,690万円余りの増となっています。

次に支出です。(3)事業費に関する事項を御覧ください。

一番上の営業費用は17億2,387万円余りで、前年度に比べ1億3,179万円余りの減となっています。

主なところは、修繕費は2億3,605万円余りで、今年度は発電所オーバーホールがなかったことなどにより9,489万円余りの減となっています。

委託費は2億3,056万円余りで、芹川第1、第2発電所のリニューアル事業に伴う概略設計を行ったことなどにより、6,121万円余りの増となっています。

一番下のその他は9,548万円余りで、7,125万円余りの減となっていますが、これは主に農業水利施設保有合理化事業に係る工事負担金の減によるものです。

その下、財務費用は2,166万円余りで、前年度に比べ1,088万円余りの減となっていますが、これは、企業債元金返済の進捗により支払利息が経年減少したものです。

次の事業外費用は2,085万円余りで、1千万円余りの増となっています。

その下の特別損失は1億2,080万円余りで、大野川発電所リニューアル事業に伴う固定資産除却費です。

以上により、当年度の支出である事業費合計は18億8,720万円余りで、前年度に比べ、9億3,240万円余りの減となっています。

この結果、一番下の表、差引収支の欄にあるように、令和元年度の電気事業の純利益は2億8,975万円余りとなり、前年度に比べ9億8,931万円余りの増となりました。

次に、14ページをお開きください。

ただいま御説明した収益・費用の状況を損益計算書の形にしたものです。

1の営業収益は、(1)の電力料などで、金

額欄の真ん中の列の一番上20億5,936万円余りとなっています。

2の営業費用は、(1)の水力発電費から(4)の太陽光発電まで合計で、真ん中の列の上から2番目17億2,387万円余りとなっています。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、右端列の一番上3億3,549万円余りとなっています。

このほか3の財務収益と4の事業外収益から、5の財務費用と6の事業外費用を差し引いた収支は7,506万円余りで、営業利益にこの額を加算した経常利益は右端列の下から6段目、4億1,055万円余りとなっています。

7の特別損失は1億2,080万円余りで、経常利益からこれを差し引いた収支は、2億8,975万円余りとなり、これが右端列の下から4段目、当年度の純利益となります。

その下、右端列の下から3段目、前年度からの繰越欠損金は6億936万円余りです。

また、右端列の下から2段目、その他未処分利益剰余金変動額は令和元年度中に使用した中小水力発電開発改良積立金の額ですが、1億8,996万円余りとなっています。

これらにより当年度未処理欠損金は右端列の最下段1億2,964万円余りとなっています。

次に、18ページをお開き願います。当年度未処理欠損金の処理について御説明します。

令和元年度大分県電気事業欠損金処理計算書(案)です。表の一番右の列、未処理欠損金については、その他未処分利益剰余金変動額に相当する1億8,996万円余りをこれまでと同様に資本金に組み入れ、一番上に記載の当年度未残高1億2,964万円余りと合わせて、3億1,961万円余りを繰越欠損金として翌年度に繰り越します。

最後に、20ページをお開き願います。

こちらが貸借対照表です。左側資産の部の1の固定資産ですが、発電所の施設や送電線などの設備に関する(1)電気事業固定資産などで、固定資産合計は一番右端列151億7,783万円余りとなっています。

その下、2の流動資産は現金預金、電力料等の未収金などで、流動資産の合計は右端列の下から2段目の50億8,680万円余り、固定資産と流動資産の資産合計は、その下の202億6,464万円余りとなっています。

次に、右の21ページの負債の部及び資本の部について御説明します。

負債の部の3固定負債の(1)企業債ですが、金額欄の右から2列目の一番上のおり、未償還総額から令和2年度の償還分を除いた21億4,784万円余りとなっています。

なお、企業債については、11億2千万円を大野川発電所建設改良費のために当年度に新たに発行しましたが、これは現在、借入利率が低水準であるため、投資有価証券等を処分するよりも、外部から企業債を借り入れた方が資金運用上有利であると判断しました。

次に(2)の引当金ですが、退職給付引当金、修繕引当金及び特別修繕引当金で、合計はその下の段14億4,780万円余りとなっています。以上により、固定負債の合計は右端列の一番上35億9,565万円余りとなります。

次に、4の流動負債です。

(1)企業債は、令和2年度中に償還する額、

(2)未払金は3月31日時点での工事代金の未払額などで、流動負債合計は、右端列の上から2段目の12億4,147万円余りとなっています。

これらに右端列の上から3段目の5の繰延収益1億7,081万円余りを加算して、負債合計はその下段の50億794万円余りとなります。

次に、資本の部についてですが、6の資本金及び7の剰余金を加算した資本合計は右端列の下から2段目152億5,669万円余りで、これに負債合計を加算した負債資本合計は右端列の最下段202億6,464万円余りとなり、前ページの資産合計と一致しています。

以上で電気事業会計の説明を終わります。

続いて、工業用水道事業会計について御説明します。

決算書の49ページをお開きください。

工業用水道事業の概況ですが、令和元年度の総給水量、収支、損益等についての総括事項等を記載しています。

続いて、50ページに職員に関する事項、次に51ページから54ページまで工事、委託の発注状況などを記載していますが、時間の関係から説明は省略します。

決算書の55ページをお開きください。

一番上の(1)の業務量ですが、さきほど局長から御説明したとおりです。

次に、(2)事業収入に関する事項です。当年度欄の一番上の営業収益は、20億493万円余りで、前年度に比べ918万円余りの減となっていますが、当年度は夏場の特定給水がなかったことなどによる給水収益の減です。

表の中ほどの営業外収益は2億4,317万円余りとなり、前年度に比べ634万円余りの増となっていますが、これは主に、保有有価証券の増加による受取利息の増によるものです。

その下の特別利益は令和元年度はありませんが、前年度に比べ2,556万円の減となります。

以上により、当年度の事業収入合計は22億4,810万円余りで、前年度に比べ2,840万円余りの減となっています。

次に、支出(3)事業費に関する事項です。一番上営業費用は17億6,910万円余りで、前年度に比べ5,127万円余りの増となっています。これは主に、設備の老朽化対策などのため修繕費等が増加したことによるものです。

次に、営業外費用は3,571万円余りで、前年度に比べ1,695万円余りの減となっていますが、これは、企業債元金返済の進捗により、支払利息が経年減少したものです。

その下の特別損失は令和元年度はありませんが、前年度に比べ1億1,421万円の減となります。

これらにより事業費合計は18億482万円余りで、前年度に比べ7,989万円余りの減となっています。

以上を差引きして、一番下の差引収支の表ですが、令和元年度の純利益は4億4,327万

円余りで、前年度に比べ5, 148万円余りの増となっています。

次に、62ページをお開きください。

ただ今、御説明した収益、費用の状況を損益計算書の形にしたものです。

1の営業収益は、(1)の給水収益がほとんどで、金額欄の真ん中の列の一番上20億493万円余りとなっています。

2の営業費用は、真ん中の列の上から2番目17億6,910万円余りで、(1)原水及び浄水費は大津留と判田の二つの浄水場の取水口から浄水場までの経費と浄水に要する経費、

(2)の配水及び給水費は、二つの浄水場以降の送水、配水に要する経費、(3)の総係費は本局の経費です。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、一番右端列の中ほどのとおり、2億3,582万円余りとなっています。

3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた収支は、右端列の2段目2億745万円余りとなり、営業利益にこの額を加算した経常利益は、右端列の上から3段目4億4,327万円余りです。

特別利益及び特別損失はありませんので、経常利益はそのまま右端列の下から3段目の当年度純利益となります。

この当年度純利益に、その他未処分利益剰余金変動額2億9,798万円余りを加算した合計が、右端列の最下段、当年度未処分利益剰余金7億4,126万円余りとなっています。

なお、右端列の下から2段目のその他未処分利益剰余金変動額は、令和元年度中に使用した減債積立金に相当する額です。

次に、66ページをお開き願います。

令和元年度大分県工業用水道事業剰余金処分計算書(案)についてです。

表の一番右の列、未処分利益剰余金について、一番上の7億4,126万円余りのうち、令和2年度の企業債償還のための減債積立金に2億5,110万円余り、将来の設備投資のため、建設改良積立金に1億9,216万円余りをそれぞれ積み立てたいと考えています。

また、過去の積立金を使用した分であるその他未処分利益剰余金変動額2億9,798万円余りについて、電気事業の場合と同様、資本金に組み入れるものです。

最後に、68ページをお開きください。

こちらが貸借対照表です。資産の部の1固定資産は、土地、建物、送水管、配水管などの(1)有形固定資産、国公債などに係る(3)投資その他の資産などで、固定資産の合計は、一番右端列の191億2,473万円余りです。

2の流動資産は、満期が1年未満の預金などで、合計は一番右端列の下から2段目49億5,125万円余りです。

固定資産と流動資産の合計はその下240億7,598万円余りです。

次に右側、69ページの負債の部と資本の部です。負債の部の3の固定負債の(1)企業債は、未償還総額から令和2年度の償還分を除いた額、(2)引当金は退職給付引当金及び修繕引当金の合計で、固定負債の合計は右端列の一番上20億8,142万円余りとなります。

次に、4の流動負債です。(1)企業債は令和2年度中に償還するもの、(2)未払金は3月31日時点での未払額などで、流動負債合計は右端列の上から2段目、6億8,826万円余りとなっています。

これに右端列の上から3段目、5の繰延収益32億7,127万円余りを加算した負債合計は右端列の上から4段目60億4,096万円余りとなります。

次に、資本の部についてですが、6の資本金及び7の剰余金を加算した資本合計は右端列の下から2段目180億3,502万円余りで、これに負債合計を加算した負債資本合計はその下の段の240億7,598万円余りで、前ページの資産合計と一致しています。

以上で、令和元年度電気事業会計及び工業用水道事業会計の決算に関する説明を終わります。

**土居委員長** 次に、決算審査の結果について、監査委員の説明を求めます。

**首藤代表監査委員** 令和元年度大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算に係る



審査結果について、監査委員を代表して御説明します。

お手元に配付の令和元年度大分県公営企業会計決算審査意見書を御覧ください。

表紙の次のページをお開きください。

この意見書は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、本年6月1日に知事から、令和元年度大分県病院事業会計、大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算について、監査委員の審査に付されたので、その審査結果を取りまとめ、7月30日に知事に提出したものです。

それでは、1ページをお開きください。

まず、第1審査の概要の3審査の手続を御覧ください。電気事業会計及び工業用水道事業会計の決算審査にあたっては、各事業の経営活動は、本来の目的に沿い、経済性の発揮及び公共性の確保がなされているか、決算書その他決算関係書類は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかという点に主眼を置き、関係職員の説明を求めるなどして、慎重に審査を行いました。

次に、第2審査の結果についてです。企業局所管の各事業会計の決算書その他決算関係書類は、審査の手続で申し上げた方法により審査した限りにおいて、法令に適合し正確であると認められました。また、予算の執行、収益・費用及び財産に係る事務については、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、各事業の決算の概要及び審査意見についてです。

まず、大分県電気事業会計について御説明します。

18ページをお開きください。

18ページから27ページにかけては、事業の概要、次に予算及び決算の状況、経営成績、財政状態についてそれぞれ記載していますが、これらについての説明は省略します。

28ページを御覧ください。

審査意見についてです。まず、1の経営成績及び財政状態ですが、令和元年度の電気事業の経営成績は、総収益21億7,695万5,1

36円に対し、総費用は18億8,720万4,203円で、差引き2億8,975万933円の純利益が生じており、前年度の純損失6億9,955万9,438円から、9億8,931万371円の増加となっています。これは、昨年度は、特別損失として県行分収造林評価損などを計上したことや修繕費などの営業費用が減少したことなどによるものです。

この項の下2行目を御覧ください。

電気事業は、安定した経営を維持していることから、短期・長期の財務の安全性が保たれていることから、経営成績、財政状態ともにおおむね健全であると考えられます。

次に、2の総合意見ですが、大分県企業局経営戦略では、計画期間の10年間で今後50年間の安定経営のため投資を加速する期間と位置付けています。電気事業においては、老朽化した水力発電所を順次リニューアルし、再生可能エネルギー固定価格買取制度による売電契約に移行する戦略的な取組を進めています。平成30年度から着手している大野川発電所をはじめとした、老朽化した水力発電所のリニューアルをより効果的・効率的に実施する必要があります。

一方で、水力発電の売電契約は、卸規制撤廃後も九州電力と長期基本契約を踏まえた随意契約を行ってきており、送電施設使用料については、新たに九州電力送配電株式会社と契約を締結し安定した収入を確保することができています。

しかしながら、令和8年3月に九州電力との長期基本契約が終了した後は、原則として一般競争入札に移行し、収益変動リスクが高まることから、安定的な収益確保のため国の施策、他の自治体及び市場の動向を注視しつつ柔軟かつ的確に対応することが求められます。

このような状況を踏まえ、大分県企業局経営戦略とその実行計画である経営戦略アクションプランに基づき、今後も投資効果が最大限に発揮されるようリニューアル事業を着実に実施するなど、長期安定経営に向けて効果的・効率的

な事業運営と経営基盤の強化に努められるよう要請をしました。

以上で、大分県電気事業会計決算審査結果についての説明を終わります。

次に、大分県工業用水道事業会計について御説明します。

31ページをお開きください。

工業用水道事業会計についても、電気事業会計と同様に、31ページから40ページにかけては、事業の概要、次に、予算及び決算の状況、経営成績、財政状態についてそれぞれ記載していますが、これらについての説明は省略します。

41ページを御覧ください。

審査意見についてです。まず、1の経営成績及び財政状態ですが、令和元年度における工業用水道事業の経営成績は総収益22億4,810万4,249円に対し、総費用は18億482万6,348円で、差引き4億4,327万7,901円の純利益が生じていますが、これを前年度と比べると5,148万7,914円増加しています。これは、昨年度は特別損失として過年度損益修正損を計上したことなどによるものです。

この項の下から3行目を御覧ください。

工業用水道事業は、電気事業と同様、経営成績、財政状態ともにおおむね健全であると考えられます。

続いて、2総合意見ですが、工業用水道事業も経営戦略及びアクションプランに基づき、給水ネットワークを活用し送水隧道の本格的な点検や主要施設の耐震化、老朽化対策などを実施しています。工業用水道事業においては、災害等に強い安定した供給体制の確保が重要であり、今後発生が予想される南海トラフを震源とする地震などの大規模な災害や事故に対し、リスク軽減を図るためにも施設の耐震化、老朽化対策を引き続き計画的に着実に実施していくことが求められます。また、工業用水ユーザーとの契約において、責任水量制により安定した料金収入を確保していますが、今後も引き続き関係機関と連携して新規顧客の開拓をより一層推進することが望まれます。

企業局では、事業の進捗状況や経営環境の変化等を踏まえ、今年3月にプランの見直しを行ったところであり、今後もこのプランを着実に実行して事業の進捗を図るとともに、経費削減に引き続き取り組むなど、さらなる経営基盤の強化に努められるよう要請をしました。

以上で、大分県工業用水道事業会計決算審査結果についての説明を終わります。

**土居委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、本日以降の本委員会での質疑の順序について確認します。

最初に事前通告をした委員、次に事前通告なしの委員、最後に事前通告をした委員外議員の順に質疑を行います。

事前通告なしの委員外議員については、進行状況等を勘案しながら指名するので、あらかじめ御了解願います。

発言は、挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立し、マイクを立てて行ってください。

質疑は付託された決算議案に対する質疑にとどめるとともに、説明資料におけるページ及び事業名などを明らかにしてください。

質疑は関連質疑も含め一人5分以内で、再質疑は2回までとなっていますので、要点を簡潔にお願いします。

また、委員外議員の関連質疑は、委員の質疑終了後に別途お願いします。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が1名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。**藤田委員** 会計決算書10ページ、11ページの電気事業会計の上段、収入の部の第3項事業外収益で、当初予算額が3億2,260万円あり、税込みの決算額が5,905万円と2億6千万円ほど減少している理由について教えてください。

**塩月総務課長** 事業外収益が減額になった理由をお答えします。令和元年度の決算額は、大野川発電所リニューアル工事の遅れなどにより建設改良費が約25億円予算を下回り、これに伴

う消費税を支払う必要がなくなったものです。

御案内のとおり、企業局は事業者なので、もらった消費税と支払う消費税の差額が、支払う方が多ければ国から還付があり、国からの還付金の消費税還付金2億6,408万7,853円が収入から減額となったものです。

**河野委員** 工業用水道事業の関係で、水道料金は第1種、第2種があると御説明いただき、監査報告書の31ページを見て、2種類あることが分かりましたが、第1種、第2種の適用区分はどのように決められているか。また、現在の給水契約の中で、第1種と第2種の区分が、例えば、今回新たに契約しようとする企業が現れた場合、どのように料金が設定されるか。また、既に契約されているところは、第1種と第2種の区分は契約期間満了までずっと変わらないのか伺います。

**塩月総務課長** 第1種、第2種の料金の違いですが、第1種の料金は少し高めになっていますが、これは工業用水道施設を最近、第3期工事で造ったものです。

第2種料金は8.8円と安いですが、第1期と第2期で整備したのものに対して料金をつけているので、どこの施設を使うかになります。これから、もし新たに契約するとすると第1種になります。

**河野委員** 第1種と第2種の違いは、給水工事のどの施設を使うかにより決まると聞こえましたが、考え方としては、今般もし新たに給水契約を結ぶ企業が出たとき、その企業に対する給水経路等に従い第1種、第2種の割合が決まってくるという理解でいいのか伺います。

**本林工務課長** 私からお答えします。料金が第1種料金、第2種料金と2種あるのは、平成16年4月1日にそれまで第1期、第2期、第3期と三つの事業に分かれていた工業用水道を事業統合し、その際、さきほど総務課長から申したとおり、それまで第1期、第2期で徴収していた料金を8.8円、それから第3期事業で適用していた料金を15.8円ということで、これをいきなり料金の統一というのはユーザーにとって非常に厳しいので、第1種料金、第2種

料金と整理し、2種料金制でそれ以降、徴収しています。

第1種料金が16年4月1日以降の基本的な料金と位置づけているので、この後、新たに契約されたユーザーは第1種料金15.8円を適用しています。

**河野委員** 今の御説明だと、契約時期が早いかわいいかで決まっているという理解ですが、そうすると過去の8.8円で契約された相手先は、未来永劫、契約自体は無期限に継続するということか、それとも一定の契約年数経過後に見直し等があるかを教えてください。

**本林工務課長** 現在二つの料金で経営を行っていますが、今のところそれによって料金収入に問題があるような状況ではなく、現在、料金の見直しは行っていませんが、今後、経営上、料金改定が必要になった場合は、この差を縮めていく改定を行うことになると思います。

**土居委員長** ほかに事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 事前通告が2名の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

**堤委員外議員** 第1点目が工業用水道事業会計で、平成28年度までに内部留保について、給水事業ネットワークの構築事業が終わり、かなり内部留保も下がってきたと聞きます。今後、さきほどの南海トラフの関係等を考えれば、老朽化対策、耐震化対策をしないといけないが、具体的な方向性というか、内部留保の使い方をどう考えているのか伺います。

二つ目は、企業局として設備等の保存工事とか委託工事等いろいろされていますが、その入札の方法、随契があったり、また一般競争入札等があると思いますが、その内容について、あと地元発注についての比率はどうか。

また、今後、TPP11が発効して地元企業への優先発注が非常に圧力を増してくると思うが、そうした場合の対処について検討されているかどうか伺います。

**塩月総務課長** まず、工業用水道事業における

内部留保金についてです。

御案内のとおり、給水ネットワーク再構築事業を実施する前に、約103億円あった内部留保金は、令和元年度決算時点で約59億円となっています。今後の推移は、経営戦略において老朽化設備の補修、それから更新に70億円を超える費用を見込んでおり、その後も大規模な設備の更新が続くと考えられるので、令和14年度までは減少しますが、令和15年度以降は徐々に回復すると見込んでいます。

続いて、入札方法等について、令和元年度の工事等発注状況は、電気事業、工業用水道事業合わせて111件、うち一般競争入札8件、指名競争入札90件、随意契約13件となっています。また、県内業者に発注した分は95件で、割合で言うと85.6%です。

TPPの影響についてですが、TPP発効後、本年度、初めて外国企業も対象とする一般競争入札を行いました。しかしながら、外国企業からの問合せは一切なかったことから、現時点ではこれまでどおりの入札事務を行うことにより、引き続き県内業者への発注ができるのではないかと考えています。

**堤委員外議員** TPPとの関係で言うと、本年度そういう形で1件外国の関係があったということね。TPP11というのは市場開放だから、地方自治体であろうと国であろうと基本的な考え方は一緒ですよ。ISDS条項があるのは御存じでしょうが、そういう中で優先的な発注というのは外国の場合は非常に厳しく見えてきます。すぐには出てこないでしょうが、方向性としてどう対処していくのか、検討しておかないといけないと思う。そこらは検討されているか再度伺います。

内部留保はそういう形でリニューアルとか耐震工事をしていかないといけないでしょうから、またそのとき、15年以降に聞きましょう。その点お願いします。

**塩月総務課長** TPPの影響に対する検討ですが、言われるとおり、いろいろな状況の変化、制度の改正も予想され、あり得るので、そういうことは見ていきたいと思っています。

ただ、工事について、企業局の場合は今年度2件対象工事がありましたが、これはリニューアル事業の工事なので、こんな大きな金額の工事は通常はありません。

それから、ダムとか発電所といった工事になるので、現場を熟知していない外国の企業はなかなか難しいのが現実ではないかと思います。いずれにしても、情勢の変化等を敏感に見守っていききたいと思います。

**守永委員外議員** 一つは通告書で企業局会計決算書の7ページ、55ページと指示したが、よく見ると2ページに給与状況という表があり、その方が見やすいと思います。企業局職員の給与費、時間外勤務がここに記述されていますが、2019年度の職員の超過勤務の状況、それ以前と比較し、どのような状況だったのか。また、実質的な削減に向け取り組まれた経緯を教えてください。

もう1点が、企業局で管理されているダムに関して、これまで臭い対策など、県民の苦情に対処されてきましたが、2019年度でも3ページに水質改善業務委託契約等がありますが、2019年度の取組と苦情の有無についてお尋ねします。

**塩月総務課長** まず、職員給与費の関係についてお答えします。2019年度の時間外勤務は、災害除きで1人当たり月8.3時間となっております。2016年度以降、毎年減少しています。

時間外勤務の縮減に向け、2018年度から業務日誌の電子化など、職員提案による取組可能な12項目を定め、取り組んでいます。

また、今年10月から知事部局と同様の総務事務システムを導入し、来年1月から勤務時間管理システム、知事部局と同様に導入する予定です。引き続き、実質的な時間外勤務の縮減に取り組んでいきたいと思っています。

**本林工務課長** ダムの臭い対策について私からお答えします。企業局で管理している芹川ダムと北川ダムの二つの多目的ダムがあり、このうち、芹川ダムのダム湖は、平成26年度、カビ臭を発生させる植物プランクトンの大量発生により水道水から異臭が生じ、大分市上下水道局

に多数の苦情が寄せられました。これを受け、平成26年度から27年度にかけ、ダム湖内に循環装置を2基設置し、以降毎年水温が上昇する4月から12月にかけて稼働させています。この循環装置の設置後は水道水異臭の原因であった臭気物質は非常に小さい値となり、以降、昨年度も含め異臭が発生したという苦情はありません。

それから、さきほど議員からあった決算書3ページの水質改善業務委託は、北川ダムで工事を進めている維持流用放流設備の工事に絡み、濁水の対策として行っています。北川ダムについては、濁水には今気を付けていますが、臭いに関する苦情はありません。

**守永委員外議員** 時間外勤務そのものが実質的に減少しているということで、働き方改革が進められているのは感謝します。より職員の方々が自分たちの能力を発揮できるような職場環境をつくっていただくためにもぜひ積極的に取り組んでいただきたいのと、できれば隠れ残業等がないように注意していただきたい。その点はよろしく願います。

それと、ダムに関して、効果が出ているということで大変いいことだと思っておりますし、26年当時の工事の内容等も伺っていますが、その効果が出ているのはいいことだと思います。

また、北川ダムの濁流についても、宮崎の方に流れていく川ですが、清流は貴重な資源ですので、それが汚れることがないよう、今後も管理をよろしく願います。

**土居委員長** ほかに委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員の方からほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ほかにないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって企業局関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方

はお残りください。

〔監査委員、企業局、委員外議員退室〕

**土居委員長** これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの企業局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 特にないようですので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** それでは、そのようにします。

以上で企業局関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時、休憩します。

午前11時06分休憩

午後1時01分再開

**森副委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、病院局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭に願います。

それでは、病院局長及び関係者の説明を求めます。

**田代病院局長** 病院局長の田代です。委員の皆さま方には、日頃から病院事業の運営について、御理解、御支援をいただき、お礼を申し上げます。

8月には当院職員から新型コロナウイルス感染症患者の発生が続き、皆さまには御不安、御心配をおかけして、大変申し訳ありませんでした。職員の健康監視の強化など院内の感染予防対策のさらなる徹底を図っていきます。

本日は、病院事業に係る決算について御審議いただきますが、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、決算関係の説明に入ります。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをお開きください。令和元年度病院事業の取組状況を記載しています。

この主な内容について御説明します。

平成31年3月に、令和4年度までの4年間の指針として第四期中期事業計画を策定し、「挑戦と継続～県民に支持される病院を目指して～」を基本理念に、地域医療構想を踏まえた本院の果たす役割や県民の求める医療機能の充実など5項目に分けて具体的な取組を進めています。

1 大分県地域医療構想を踏まえた本院の果たす役割については、本院は中部医療圏で高度急性期・急性期医療を提供する役割を担っています。中部医療圏では、今後も高度急性期・急性期の入院患者数の増加や周辺医療圏からの患者流入が見込まれることから、これらの患者に対応する役割を担いながら、時代のニーズに対応するよう努めていきます。

2 県民の求める医療機能の充実については、周産期医療などの高度・専門医療や民間医療機関では対応が困難な感染症対策などの政策医療を提供しています。

周産期医療では、NICU増床や新生児回復病床の体制強化、がん医療では外来化学療法室の病床拡大等に取り組んでいます。

政策医療では、感染症医療や災害など広域対応が必要な医療などを提供しており、特に、新型コロナウイルス感染症対応では、保健所等と連携を図り、感染症指定医療機関として、迅速かつ円滑な患者の受入れ、治療体制を構築しています。

また、今月1日に精神医療センターを開設し、他の施設では対応困難な精神科救急患者や身体合併症患者に対して、24時間365日短期・集中治療を提供する医療体制の構築を図りました。お手元にパンフレットをお配りしていますので、後ほど御覧ください。

3 良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応については、患者に対する高質な医療を提供するため、7対1看護体制の確保、専門・認定看護師の育成やチーム医療の推進を図り、

高い専門性をいかすことのできる体制づくりに取り組んでいます。

また、患者ニーズへの対応としては、患者視点を取り入れた使いやすい外来エリアの再編や自動精算機の導入による待ち時間の解消などに努めています。

4 地域医療機関等との医療連携については、地域包括ケアシステムの構築が図られる中で、患者が住み慣れた地域で安心して医療を受けられるよう地域医療支援病院としての役割を果たす必要があります。

そのため、昨年4月に患者総合支援センターを新設し、入退院支援の充実や地域医療機関等との連携体制の充実に努めています。

5 経営基盤の強化については、継続的・安定的な医療を提供し、経営基盤を一層強固なものにするためには、的確な経営分析に基づく効率的な経営に努め、収入の確保と経費の削減に向けた取組を推進する必要があります。

そのため、外部有識者を含めた経営改善推進委員会での経営状況の検証・評価、院内会議等における意見交換などにより、引き続き病院経営に対する職員の意識の醸成と経営改善に取り組んでいきます。

収益では、地域の医療機関と連携を深め、高度・専門医療、急性期医療を提供することで、より評価の高い診療報酬を得ることが可能となりました。

費用では、薬品費について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の導入推進、適正な在庫管理、薬事委員会での採用品目等の審議、価格交渉へのアドバイザー参加などにより、費用の削減に努めています。

次に3ページをお開きください。決算状況の概要です。

令和元年度は、医業損益で黒字となり、単年度損益でも、約6億4千万円と、5年間継続して黒字となりました。

また、一般会計からの繰入金について、下に繰入金の推移を記載していますが、建設改良に係る企業債償還金の減などにより、約1億1千万円の減額となっています。

以上で、決算状況の概要についての説明を終了します。

病院の概況及び決算状況の詳細については、この後次長兼事務局長から御説明します。

**西永病院局次長兼県立病院事務局長** それでは、県立病院の組織及び事業概要について、お手元にお配りしている病院の概況により、御説明します。

3ページをお開きください。

病院の組織機構について御説明します。

本院の診療科部門は循環器内科部をはじめとする26科部、放射線科部などからの中央診療部門、薬剤部などの医療技術部門、看護部、事務局、管理室等、がんセンター、総合周産期母子医療センター、循環器センターとなっています。

6ページをお開きください。

職員の状況として、令和2年4月1日現在の職員数を記載しています。

一番上の医師が174名のほか、医療技術職、看護師、事務職等、合計1,048名が当院の職員総数です。

14ページをお開きください。

施設の主なものについて御説明します。病院本館については、地下1階、地上10階建てで、屋上にはヘリポートを備えています。

本館1階・2階は主として各診療科の外来部門や患者総合支援センター、救命救急センターの初療室、周産期センターの外来部門などがあります。

4階から9階が病棟で、6階から9階は一つの階につき東西二つの病棟を配置しています。病棟ごとの診療科は、用途の欄に記載のとおりです。

15ページをお開きください。

上の表の下から2番目の欄にある三養院は、病床数は6床で、県内唯一の感染症専門病棟であり、このたびの新型コロナウイルス感染症の発生に伴い多数の患者を受け入れています。ここには記載はありませんが、2階建ての精神医療センターを併設しました。

次に、22ページをお開きください。

主要な医療機器で取得価格1千万円以上を記載しています。

令和元年度は、次の23ページにある72番エックス線コンピュータ断層撮影装置（CT）の更新などを行いました。

次に、24ページを御覧ください。

本院の許可病床数は、578床のうち、一般病床が566床、感染症病床が12床です。

(3)入院患者延数、新入院患者数、病床利用率、平均在院日数の欄を御覧ください。表の一番下の行が令和元年度の数値ですが、入院患者延数は16万177人、新入院患者数は1万3,641人、一般病床利用率は87.0%、平均在院日数は10.7日となっています。

次に、25ページをお開きください。

ページ中ほどの(6)外来患者延数、1日平均診療人数、新規外来患者数の欄を御覧ください。

令和元年度の外来患者延数は20万7,985人、1日の平均診療人数は866.6人、新規外来患者数は2万248人となっています。

以下、29ページまで、診療科別外来患者延数やドクターカーの活動件数などの活動実績等を記載しています。

簡単ですが、病院の概況の説明を終わります。

次に、令和元年度決算について御説明します。さきほど局長が説明した決算特別委員会資料をお願いします。

4ページをお開きください。

3の決算状況報告について御説明します。

まず(1)の決算報告書(収益的収入及び支出)です。

上の表、収入の部ですが、右から3番目税込決算額の欄、上から2行目にあるように、第1項医業収益は167億1,132万1,014円です。

その下、第2項医業外収益は12億953万9,579円です。

その下、第3項特別利益は1億1,969万6,506円です。

以上、合計した病院事業収益は一番上の行にある180億4,055万7,099円となっ

ています。

次に、下の表、支出の部ですが、右から3番目の税込決算額の欄、上から2行目にあるように、第1項医業費用は171億9,587万8,354円です。

その下、第2項医業外費用は1億1,317万4,757円です。

その下、第3項特別損失は1,090万1,292円です。

以上、合わせて病院事業費用の決算額は、一番上の行にある173億1,995万4,403円となっています。

次に5ページをお開きください。

(2)の決算報告書(資本的収入及び支出)の状況です。

まず上の表、収入の部ですが、右から3番目税込決算額の欄、上から2行目にあるように、第1項企業債は25億8,700万円で、これは、大規模改修工事や精神医療センター整備等に伴う企業債の借入れです。

その下、第2項負担金は3億3,013万9千円で、これは企業債の元金償還に係る一般会計からの繰出金を受け入れたものです。

その下、第3項補助金は5億3,829万1,150円で、これは県立病院精神医療センター整備等に関する補助金です。

以上、合わせて資本的収入の決算額は、一番上の行で34億5,543万150円となっています。

次に下の表、支出の部ですが、右から3番目税込決算額の欄、上から2行目にあるように、第1項建設改良費は35億6,128万5,424円で、医療機器の購入及び大規模改修工事の土木建築部への工事委託等に係るものです。

その下、第2項企業債償還金は8億3,796万93円で、これは病院施設整備や医療機器購入等のために借り入れた企業債の元金償還金です。

その下、第3項他会計からの借入金償還金は668万円で、これは一般会計からの借入金の償還金です。

以上、合わせて資本的支出の決算額は、一番

上の行にある44億592万5,517円となっています。

次に6ページを御覧ください。

(3)損益計算書の内容について御説明します。

まず医業損益です。入院・外来収益などの1の医業収益は、金額と記載されている真ん中の一番上の欄にある166億9,585万3,688円に対して、その下、給与費や材料費などの2の医業費用は165億497万9,664円となっており、差引きは一番右の欄にあるように1億9,087万4,024円の利益となり、本業で黒字を計上しています。

次に医業外損益は、一般会計からの負担金の繰入れなどの3の医業外収益が、金額欄の真ん中の、上から3段目の欄の11億9,958万9,415円に対して、その下、企業債の支払利息などの4の医業外費用は8億5,796万9,005円となっており、差引きは、一番右の欄にあるように3億4,162万410円の利益となっています。

その結果、経常収支は、一番右の欄の上から3段目の5億3,249万4,434円の黒字となっています。

次に5の特別利益は、金額欄の真ん中、下から2段目の欄の1億1,963万6,135円となっており、その下の6の特別損失は、大規模改修工事に係る固定資産除却など1,090万1,292円となっており、差引きは、一番右の欄にあるように1億873万4,843円の利益となっています。

以上により、一番右の欄の下から3行目にある当年度純利益は6億4,122万9,277円となり、繰越利益剰余金26億8,871万426円を加え、当年度未処分利益剰余金は33億2,993万9,703円となりました。

続いて、7ページをお開きください。

4の個人医業未収金の状況について御説明します。

令和2年8月末での、個人医業未収金の額は、表の右から2番目、②の一番下の欄の8,866万4,892円となりました。



昨年同時期、令和元年8月末の額は、表の左から2番目、①の一番下の欄の9,752万9,474円でしたので、増減額(②-①)は886万4,582円の減となりました。

未収金対策については、まず、発生防止策としては、各診療科と医事・相談課が連携して高額療養費制度や出産一時金直接支払制度を積極的に活用し、患者の窓口負担の軽減を図るとともに、支払の困難な患者には支払相談を行った上で、分割納入による支払など確実な納入に努めています。また、クレジットカードでの支払など利便性の向上にも努めています。

回収策としては、夜間の電話による督促や文書による催告を行い、また、嘱託職員による平日の訪問徴収に加え、休日訪問・夜間訪問による徴収も行っています。

さらに、平成25年から過年度未収金の回収業務を弁護士法人に委託し、回収にあたっています。

今後とも、適切な債権管理の下に、医業未収金の削減に努めていきます。

なお、資料の8ページは一般会計負担金等の状況を、次の9ページは損益及び一般会計繰入額の推移を、最後の10ページは平成27年度から令和元年度までの比較損益計算書を記載しています。

以上で令和元年度決算の説明を終わります。

**森副委員長** 次に、決算審査等の結果について、監査委員の説明を求めます。

**首藤代表監査委員** 令和元年度大分県病院事業会計決算に係る審査結果について、監査委員を代表して、御説明します。

お手元に配付の令和元年度大分県公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きください。

第1審査の概要については、午前中の企業局と同様ですので省略します。

次に第2審査の結果についてです。

病院局所管の事業会計の決算書その他決算関係書類は、審査の手続で申し上げた方法により審査した限りにおいて、法令に適合し正確であると認められました。

また、予算の執行、収益・費用及び財産に係

る事務については、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に審査の内容ですが、3ページをお開きください。

3ページから14ページにかけては、事業の概要、次に予算及び決算の状況、経営成績、財政状態について、それぞれ記載していますが、これらについての説明は省略します。

15ページを御覧ください。審査意見についてです。

まず、1の経営成績及び財政状態ですが、令和元年度における病院事業の経営成績は、総収益180億1,507万9,238円に対し、総費用は173億7,384万9,961円で、差引き6億4,122万9,277円の純利益が生じています。

これを前年度と比較すると1億640万9,659円の増加となっています。これは、医業収益の入院収益、外来収益がともに増加したことなどによるものです。

この項の下から2行目を御覧ください。

大分県病院事業は、令和元年度の単年度収支が黒字であり、収益性及び短期・長期の財務の健全性も保たれていることから、経営成績、財政状態ともにおおむね健全であると考えられます。

次に、2の総合意見ですが、令和元年度は大規模改修2期工事や精神医療センターの新設工事など、施設整備面での機能の維持・強化を図る一方、病床利用率や紹介率・逆紹介率の向上などにより入院・外来患者数、1人1日当たり診療収入ともに前年度を上回る実績を上げており、会計制度が変更となった平成26年度を除いて平成19年度以降連続で当年度純利益を確保しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の経営への影響が懸念されていることや精神医療センターの建設費等に係る企業債償還の負担が増すことなどから、引き続き安定した経営を維持する方策を講じていかなければなりません。

そのためには、さらなる病院機能の維持・強化を図るとともに、効果的な診療報酬の確保や

一層の業務の効率化などに徹底して取り組む必要があります。

また、人口減少・少子高齢化に伴い大きく変化する医療需要に柔軟かつ迅速に対応するとともに、働き方改革や、さらなる医療連携、先端医療技術の導入等を推進することが求められます。

これらの取組を通じて、県民医療の基幹病院としての役割を果たすとともに、県民に支持される病院を目指して全職員が一丸となり、持続可能な病院運営に努められるよう要請しました。

以上で、大分県病院事業会計決算審査結果についての説明を終わります。

**森副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が1名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

**浦野委員** 職員の超過勤務時間管理について質問します。

令和元年度より時間外労働の上限が法律上のルールとして、より明確になり、単月100時間、また、複数月平均80時間を超える時間外労働、また、月45時間を超える時間外労働が年6回を超えたら違法という形で残業規制が強化されたが、これが職員の超過勤務時間にどのような影響があったのでしょうか。

具体的には、単月80時間を超える職員の数、また、月45時間を超える回数についてどのような影響があったか教えてください。

また、当該年度の2月頃よりコロナ対応の影響が労働時間に出てくると思われませんが、超過勤務時間への対策としてどのような対応を取られたか教えてください。

**波多野総務経営課長** 過労死ライン、月80時間を超える時間外勤務をした職員の実人員は、平成30年度が657人中26人で3.9%、令和元年度では666人中35人で5.2%となっています。

なお、月45時間を超える時間外勤務をした

職員の実人数は、平成30年度が657人中70人で10.6%、令和元年度では666人中88人で13.2%となっています。

当院では、令和元年度末から新型コロナウイルス感染拡大に伴い、関係する診療科によっては業務対応が増えましたが、通常診療を制限し、コロナ患者の対応にシフトする効率的な患者対応を行うことで、過度な時間外勤務の増加を抑えることができました。しかし、依然として、県内の他医療機関にはない一部の診療科で患者が当院に集中し、診療科医師の負担となり、時間外勤務の縮減が難しい状況もあります。

看護師は、1人当たりの時間外勤務の平均時間が、平成30年度の11.5時間から、令和2年度8月末までの実績が8.5時間と縮減傾向が見られます。これは看護師の研修において、より自由度の高い研修受講を可能とするウェブ研修、いわゆるeラーニング、また、検温などのデータが電子カルテに自動的に入力されるバイタル連携のシステムを導入するなど看護業務の効率化を図ることで時間外勤務の縮減が実現したと考えています。

こうした中、医師の時間外勤務の縮減対策としては、平成30年4月に20人であった医療秘書を令和2年3月までに11人増やして31人とし、さらに7月に新たに3人追加し、現在34人を配置しています。

あわせて、一部の医療行為を医師の指示の下で看護師が行える特定行為研修という新しい制度を今年10月から開始するなど、他職種への医師の業務移譲を推進しています。

また、子育て中の女性医師がリモートで急患等の診断を指示できるよう、画像を送信できるアプリを使用したシステムも活用しながら、医師の環境整備等も含めて努力しています。

**浦野委員** 分かりました。状況としては、全体の対応は進んでいる部分もあるが、どうしても一部の職員に長い超過勤務時間が残ってしまっているのが現状かと思います。

特にコロナの対応については、県立病院に限らず、どんな事業者も前例がないような事態の中での対応だと思われ、残業についてのルール

もあるかもしれないが、正直、現場はそれどころじゃない状況もあろう中での対応だと思います。

ただ一方で、事業の継続を考えると、やはり労働者を守っていかなくちゃいけないし、そのためには残業規制のルールは一つの基準になると思うので、引き続き職員を守る労務管理をお願いしたいと思います。これは意見です。

**森副委員長** ほかに、事前通告されていない委員で質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、事前通告が3人の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

**堤委員外議員** 今のとだいぶダブる可能性があります。昨年の決算の中で、ICチップに基づいて出退勤管理をする話がありました。

4月以降、その管理によって具体的に残業時間、超勤が減ってきたか。当然その管理は上司がしなければならないが、そういう管理の体制、つまり、時間外労働をいっばいしないと——当然しないのが原則ですが、管理できるような体制はどのように構築されているのか。

あとドクターの80時間は、多分延べだと思いますが、昨年の統計の中で年間169人と聞いていますが、その現状が今はどうなのか。

もう一つ、さっき課長の説明の中でタスクシフティング、今年10月から具体的に看護師にプラスしていくわけですね。具体的にもう少しそこら辺を、タスクシフティングが看護師だけなのか、それ以外にも充当されているかを含め、説明してください。

**波多野総務経営課長** 病院局では、令和2年4月から出退勤等管理システムを本格稼働し、全職員の出退時刻をICカードにより記録し、かつシステムでの時間外勤務手当等の申請が可能となっています。この名札にICチップが入っており、朝と帰りに把握するようにしています。

出退勤管理システム導入により、今まで紙ベースで行っていた時間外勤務申請が電子で申請可能となり、これにより実績データの集計が迅速に行えるようになったことから、各部署に対

して職員ごとのデータをフィードバックしやすくなり、定期的に時間外勤務縮減に向け、啓発しています。毎月の超勤を含め、それぞれの管理部署の所属長を含めてデータを送り、使用してもらっています。

過労死ラインの月80時間超えが平成30年度実績では、実人員が医師95人中25人、年間の延べ人数では169人でしたが、令和元年度実人員は94人中34人で延べ人数は175人、令和2年4月から8月までの5か月余りでは、実人員が102人中27人で延べ81人となっています。

当院では、令和元年度末から新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、呼吸器内科において業務の増加が見られたが、通常診療を制限し、コロナ対応にシフトし、過度な超勤等を抑えています。

一方、神経内科は、以前から患者対応が多いことに加え、令和2年4月には半数の医師が入れ替わり、そういった関係で超勤時間が増加しています。

今後は、医師が業務に適応していくにつれ、増加傾向はある程度落ち着いていくと思います。

**玉井副院長兼看護部長** 医師から看護師へのタスクシフトとして、IVナースとって医師がやるべき抗がん剤、造影剤、CVポートなど、これまでもそういった医療行為は一部看護師が行っていました。これに加え、特定行為として通常は21区分31行為が認められていますが、当院では外科的領域12区分15行為をやるよう研修を始めました。

具体的には、胸腔ドレーン、腹腔ドレーン、創部ドレーン、それから、注射の中でも高カロリー輸液といったものが医師の指示によってできるようになります。

なぜ外科かというと、外科はほとんど医師が手術に入っているのですが、医師が手術から帰ってきてドレーンを抜くと、通常は朝抜けばいいものを夜になって抜くようなことになるので回復が遅れます。

それから、ナースも指示を待つことで時間外につながるようになるが、こういったことがで

きるようになると、患者の満足度が上がり、看護師も時間外がなくなっていきます。

ただ、看護師がこれを行うようになると、非常に看護師の負担が増えていくのではないかと、ということで、看護師自体は看護補助者に生活の援助とかベッドメイキング、環境の整備とか看護師でなくてもやれる部分は、それを移譲していく方向で進めています。

また、医師以外でも医療秘書——ドクターアシスタントがおり、さきほども言いましたが、その方たちの増員を図ったり、頸部エコーや心エコーなどを臨床検査技師が行えるようにしています。

**守永委員外議員** 私の通告した質問はさきに質問された方とダブってきますが、職員の長時間勤務の状況の変化について、時間数が変化した要因としてどのような工夫をされたのか、いま一度確認したい。

医師の労務環境改善についても、今、堤議員の答弁でいろいろ説明がありましたが、様々なシステムを導入して軽減を図ったとありました。新たなシステムを導入したとき、確かに手順として環境は整備されるものの、様々な操作をするために余分な行為でかえって負担になるケースがありますが、そのような課題はなかったのか教えてください。

さきほど看護師が医師の補助に回ることにより、結構負担が増加するという話もあって、さらに看護師がやっていた業務を看護補助者にお願いといた工夫もされているようですが、どのようにしてそれぞれの業務が遂行できる人員を確保していくか。工夫されているなと思いましたが、今、全体的に看護師のシフトそのもの、各病棟に配置されている看護師の人数もかなり厳しいかと思いますが、その状況をどう捉えているか教えてください。

もう一つ、ICカードの打刻に関して、堤議員の質問があったので、それは割愛します。

**波多野総務経営課長** 最初に、時間外勤務の実績は、2018年度職員1人当たり16.8時間、2019年度は18時間で、1.2時間ほど増加しています。これは2019年度は当院

の入院及び外来の稼働が非常に高かったところにより、これに付随して時間勤務が全体でも増えたものと考えています。

そして、医師については、2018年度が1人当たり月平均58.8時間、2019年度が61時間で、こちらも2.2時間ほど増加しています。医師については、医療秘書の増員、それとさきほど言ったようにタスクシフトということで、これまでは放射線科のドクターがエコー検査をしていたのを臨床検査技師でエコー検査ができる方を採用し、エコー検査を指導しながら、ドクターから臨床検査技師等へ少しずつ移行しています。

**玉井副院長兼看護部長** さきほどあった看護補助者の確保ですが、今、タスクシフトが進んでいるので、それに加え、診療報酬的なバックアップが非常に進んでおり、うちに限らず、どの病院も看護補助者の確保に努めているので、当院としても人材確保は確かに大変苦労しています。

病棟に配置する看護補助者は全く無資格の人なので、その方たちが医療の世界に入り、患者に対し医療的分野で環境の整備とか体を拭くとか、食事の介助をするとか排せつの介助をするのは大変難しいことだと思います。

病棟で配属された看護補助者は、非常に熟練された人たちで、こういう人はなかなか見つからないわけで、当院ではベッドメイキングのみを行う人、環境整備のみを行う人、入院だけでも1日50人いるので、入退院のベッドのみを作る人といった特化したグループを作り、そこへの確保に努めています。これで看護師はベッドメイキングとか環境整備をしなくてよいので、朝から申し送りをしたら、すぐに注射に行けるようなシステムになっています。

それから、この確保のためには定着が必要なので、入職時の研修やいろんな生活の援助に関わる月1の研修をしっかりとやり、定着に努めています。

**守永委員外議員** 労働環境を少しでも働きやすくして安全が確保できる。そして、患者のニーズに応えられる環境をつくるための工夫もぜひ

お願いします。

私の知っている医療関係従事者の中で、接客業をされている方とか、ホテルでベッドメイキングをやっている方、今、旅行客が少なくなっている中で、そういった方々に声をかけながら要員を確保している状況も耳にしたことがあるので、正にそういうことをやられてきたんだなと感じました。

いろいろ工夫しながら、看護師が自分自身の生活もきちんと楽しめる余裕を持ちながら、患者のために努力できる環境をつくってください。

**森副委員長** さきほど守永議員から質問のあったことですが、システム導入による操作等の負担等の課題がないか、その点答弁漏れがあるので、再度答弁を求めます。

**波多野総務経営課長** 大変失礼しました。出退勤の管理システムについてお答えします。

今年2月、3月に試行して、4月から本格運用しています。今まで紙ベースで行っていましたが、時間外勤務の申請が電子で可能となって、これにより実績データの集計が迅速に行えるようになったことで、各部署に対し職員ごとのデータをフィードバックしやすくなるなど、時間外勤務の縮減に向け、啓発を進めています。

**高橋委員外議員** 質問内容が前のお三方とほとんどダブっているので、私は自分の実体験を踏まえた上で質問します。

昨年12月末に白血病を患い、今年8月14日までほぼ9か月間、実は県立病院にお世話になりました。その間、働いている医師、看護師、医療関係の皆さんの働き方、そういうものを見た上で質問します。

実際に入院してみると、数字では分からない、本当に医療に携わっている方々の大変な苦労が見えてきました。相手をしているのは、病気をしている、通常健康体ではない方ですから何が起きるか分からない。それに非常に迅速に対応していただいたし、本当にきついただろうなと思います。いつも笑顔を絶やさず、とにかく病気をしている私たちに心配をかけさせないことを第一に仕事されているのがよく分かりました。

特に3月以降は思いもかけない新型コロナのこともあり、私は白血病で免疫が一気に落ち、感染症にかかりやすかったため、ある看護師は私たち患者のことを配慮し、休みの日は一切外に出ず、最低限買物に行くぐらいで、ほとんど外に出ない。もちろん旅行にも行けないような中で、こういう決算なんかの数字には出ない精神的な重圧もかなりたくさんあったのではないかと思います。

その中で、昼夜2交代制で本当に時間いっぱいぎりぎり、時には時間を超してまで働いている看護師の姿をよく目にしました。そういう働き方に応じた適正な手当が必要だろうと思います。また、適正な勤務条件、勤務時間、人員の確保等が必要だと思います。

今、実態、労務管理について話がありました。これから先のことになって、この場で聞いていかどうか分かりませんが、新型コロナも含め、まだまだ厳しい状況が続くと思います。今の状況を踏まえた上で、今後どういう方向性をもって病院の運営、職員の勤務、労働の管理を進めていくのか、そういう何か方向性みたいなものがあればお聞かせください。

**波多野総務経営課長** 手当についてお答えします。

当院では、令和2年2月頃から新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、コロナ患者の診療に従事した職員に対する危険手当という側面から、従来1日当たり290円の防疫作業手当を作業内容によって1日当たり3千円又は4千円の手当とする特例を令和2年7月に設けました。この特例は、令和2年1月23日まで遡って適用します。

さきほどから職員のタスクシフト等については説明しましたが、これからも職員、家族の健康管理も含めて、注意しながら今後対応していきます。

**井上病院長** 職員のこれからの働き方も含め、病院の役割を果たしていく中での働き方についての考え方、特に医師に関して考えていることを申し上げます。

御指摘のように、県立病院は民間にできない

医療を担っており、その中の一つが感染症医療で、今年は新型コロナで患者も来ており、通常の診療をしながらなので、いろいろと工夫しながらやっています。

その中で、新型コロナ感染症の患者受入れに関しては、その中心となるのが呼吸器内科です。呼吸器内科は、他の呼吸器内科疾患、例えば、肺がんとか閉塞性肺疾患とかぜんそくと、いろんなことがあります。そういったものを診ながらコロナ患者の診療に従事するのは、患者数に応じて、その辺は通常の診療を幾分制限し、他の内科の先生に応援してもらおうとか、新型コロナの方に業務をシフトするといった工夫をしながらずっと回しています。

それから、これからの働き方に関して、特に医師に関してです。

医師は、御存じのように献身的な業務を遂行するという非常に高い倫理意識を持った方が多く、これまでは勤務時間という感覚はありませんでした。必要に応じて働く、求めに応じて診療することをまず第一に考えており、働き方に関して、4月から勤怠管理システムを導入し、やっと自分たちの勤務時間がどれくらいあるのかが正確に目に見えるようになってきました。これ以上働くと危険だという数値を頭に置くという段階に入りました。

こういう勤務の実態把握をすることがまず第一歩で、そして、過度な働き方を避けていく。どうしたらいいかは次になってきます。

この半年間で各診療科の部長が自分の部下の勤務時間を把握することができて、それを基にどんなことをしているかという、さきほどからあった他職種にいろんな業務を移譲できる分は移譲していく。そして、医師がやらなければいけないことを絞っていく、他の職種の方にそういう業務をシフトしながら、かつ仲間同士でもお互い業務を肩代わりし合う。つまり具体的に言うと、例えば土日に自分の患者が心配で全部出てくると全く休みがなくなるわけです。そういう場合、土日には交代して仲間で分担し、土日のいずれかを休む工夫、当直明けの業務をできるだけ早く切り上げ、その日可能な限り早

く休みを取る工夫を地道に積み上げていきながら、少しずつ仕事の中身を検証している段階です。

いずれにしても、従来のような働きっ放しは通用しない時代というのは十分分かってはいますが、高い使命感を保ちながらという部分があるので、少しずつ意識を醸成しながら改善していくことが一番近道かと思っています。

今推奨しているのは、働かなければいけないときに働くのをやめなさいとはとても私の立場では言えないですが、休めるときはできるだけ休みなさいと。超勤が増えても休みも増える、両方増える分はまだ許せるかなという考え方で指導しています。

**高橋委員外議員** 今、井上病院長が言われたように、本当に土曜日、日曜日も担当の医師は私の病室に来ていて、いつが休みなのか分からない。外来でも、お昼を過ぎても診察をされ、一体いつお昼御飯を食べているのだろうと思っていました。

私は本当に命を救われたなと思っています。私たち患者の命を救うため、医師や看護師が逆に命を削るようなことがあってはならないと思います。ぜひ手当の面も含め、そういう勤務の時間、それから、やはり人手の確保が今後大きな課題になってくると思います。まだまだ新型コロナを含め、様々な病気、疾患、感染症、これから大きな山になると思います。県立病院が抱える課題というか役割は非常に大きいものがあるなど今回本当に身にしみて感じています。今後ともどうぞよろしくお願いします。

**森副委員長** ほかに、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** 委員外議員で質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** 別がないようですので、これで質

疑を終了します。

それでは、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔監査委員、病院局、委員外議員退室〕

**森副委員長** これより、決算審査報告について、内部協議に入りますので委員の方はお残りください。

さきほどの病院局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

**木田委員** 私から言わなくても大丈夫かもしれませんが、新型コロナを踏まえて人員体制の確保というところはぜひ強調して加えていただければと思います。御検討いただければと思います。

**森副委員長** ただいま委員からいただいた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思います。詳細については委員長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、そのようにします。

以上で病院局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで執行部が入室しますので、しばらくお待ちください。

〔監査委員、会計管理者、委員外議員入室〕

**森副委員長** これより、一般会計及び特別会計の決算審査を行います。

まず、決算の概要について、会計管理者の説明を求めます。

説明は要点を簡潔・明瞭にお願いします。

**森山会計管理者** 本日から、令和元年度の一般会計及び特別会計の決算について審査いただきますが、これにさき立ち、全体の概要について御説明します。

それでは、お手元の右肩に資料1と書かれた令和元年度大分県歳入歳出決算概要により説明します。

1ページをお開きください。歳入歳出決算の総括表です。

まず、一番上の一般会計ですが、決算額は、左から3列目の歳入総額(A)が6,198億3,095万1,272円、その右の歳出総額(B)が5,999億8,820万2,248円となっています。

この歳入総額(A)から歳出総額(B)を差し引いた額は、2ページの一番左、歳入歳出差引額(C)欄にあるように198億4,274万9,024円となっており、これが形式収支となります。

この中には、翌年度へ繰り越した事業の財源が含まれているので、その二つ右の繰越財源額(D)の166億6,930万1,510円を控除したものが、一番右の実質収支額で31億7,344万7,514円となっています。

ここで、一般会計決算のこれまでの推移について御説明します。資料一番後ろの15ページから16ページをお開きください。

左側15ページの①のグラフを御覧ください。このグラフは、平成27年度から令和元年度までの5年間の一般会計の決算額の推移を表したもので、白抜きの棒グラフが歳入、網掛け棒グラフが歳出です。

一番右が令和元年度決算で、さきほど説明したとおり、歳入は6,198億3,100万円で、数字の横の四角囲みに記載しているように、前年度に比べ1億2,400万円、率にして0.02%の減となっています。

一方、歳出は5,999億8,800万円で、下の四角囲みにあるように31億1,800万円、率にして0.52%の減となっています。

また、歳入と歳出の差引きが、さきほど申し上げた形式収支で、グラフの上の四角囲みに示

しているように198億4,300万円となっています。

この形式収支と繰越財源額の推移を示したものが、右ページ上段の②のグラフです。

白抜き棒が形式収支、網掛け棒が翌年度への繰越財源額で、これを差し引いたものが実質収支額です。令和元年度の実質収支額は、31億7,300万円の黒字となっています。

この実質収支額の推移を示したものが、下の③のグラフです。

白抜き棒が実質収支額、その右の網掛け棒は前年度の実質収支額との差を単年度収支額として示したもので、令和元年度は2億円の黒字となっています。

1ページにお戻りください。次に、特別会計について御説明します。

11の特別会計の決算額合計ですが、左から3列目の歳入総額(A)は2,698億7,754万4,267円、右の歳出総額(B)は2,649億8,959万5,392円です。

歳入総額(A)から歳出総額(B)を差し引いた額は、2ページの(C)欄のとおり48億8,794万8,875円となっています。

これから、二つ右の繰越財源額(D)欄の4,911万6千円を控除した実質収支額は、一番右の欄の48億3,883万2,875円の黒字となっています。

続いて、会計ごとの決算概要について御説明します。

3ページをお開きください。一般会計歳入決算額調です。

県税から県債までの15の款別の内訳を表したものです。

左から3列目の調定額(B)は、収入することを決定した額で、一番下の合計欄にあるように6,220億9,073万5,240円となっています。

この調定額に対してその右の収入済額(C)の合計は6,198億3,095万1,272円となっており、調定額に対する収入済額の割合、収入率は、4ページの左から3列目、一番下の欄にあるように99.64%となっていま

す。

収入済額のうち、前年度と比較して増減額の大きなものを説明します。4ページの右から3列目、対前年度比較欄を御覧ください。

まず、上から五つ目の地方交付税ですが、臨時財政対策債の減などにより22億7,685万円余の増となっています。

下から三つ目の繰越金が、平成29年九州北部豪雨災害等の復旧・復興事業が進んだことにより40億2,798万円余の減となっています。

また、その下の諸収入が、中小企業制度資金の融資残高減少に伴う貸付金元利収入の減などにより30億5,096万円余の減となっています。

その下の県債が、強靱な県土づくりを進めるため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の発行等により97億9,100万円の増となっており、以上、合計の収入済額は1億2,374万円余の減となっています。

次に、3ページの一番右の列、不納欠損額(D)ですが、一番下の合計欄にあるように1億1,916万円余となっており、その主なものは一番上の県税の9,755万円余で、時効の完成によるものなどです。

また、4ページの一番左、収入未済額については、下の合計欄にあるように21億5,185万円余となっており、その主なものは県税の14億6,700万円余で、個人県民税などの滞納によるものです。

次に、5ページをお開きください。一般会計歳出決算額調です。

議会費から予備費までの14の款別の内訳です。

左から3列目の支出済額(B)が決算額ですが、一番下の合計欄のとおり5,999億8,820万2,248円です。

支出済額のうち、前年度と比較して増減額の大きなものを説明します。6ページの右から2列目の対前年度比較欄の下の段ですが、まず、上から三つ目の福祉生活費が、認定こども園運営費や介護保険給付費県負担金の増などにより



26億2,177万円余の増となっています。

次に、その五つ下の土木費が、強靱な県土づくりを進めるため、国の緊急対策を積極的に受け入れたことにより80億1,573万円余の増となっています。

その二つ下の教育費は、県立武道スポーツセンターの完成に伴う事業費の減などにより51億7,625万円余の減となっています。

その下の災害復旧費が、平成29年九州北部豪雨災害等の復旧・復興事業が進んだことなどにより58億4,072万円余の減となっています。

次に、5ページから6ページにかけての翌年度繰越額（C）ですが、繰越明許費が合計で599億3,815万円余、その右の事故繰越しが13億6,569万円余となっています。

繰越額の主なものは、土木費、農林水産業費、災害復旧費などで、これは国の補正予算の受入れなどによるものです。

次に、6ページ左から2列目、不用額の合計は59億9,741万円余で、その主なものは上から三つ目の福祉生活費の8億7,774万円余、その三つ下の農林水産業費の16億4,888万円余、その五つ下の災害復旧費の10億562万円余などです。これは事業費が見込みを下回ったことや経費の節減などによるものです。

以上が一般会計です。

続いて、特別会計に移ります。

7ページをお開きください。特別会計歳入決算額調です。

左から3列目、調定額（B）は、一番下の合計欄のとおり2,709億2,033万3,444円です。

これに対し、その右の収入済額（C）は2,698億7,754万4,267円で、収入率は次の8ページの右から3列目にあるように99.62%となっています。

8ページの一番左の欄、不納欠損額（D）ですが、不納欠損は生じていません。

その右の収入未済額は、合計で10億4,278万円余で、主なものは上から四つ目の中小

企業設備導入資金特別会計の8億9,865万円余で、これは貸付金の償還未済によるものです。

次に、9ページをお開きください。特別会計歳出決算額調です。

特別会計の歳出決算額は、左から3列目の支出済額（B）で、合計が一番下にあるように2,649億8,959万5,392円となっています。

次に、その右の翌年度繰越額（C）は、繰越明許費のみの5億311万円余で、その内訳は臨海工業地帯建設事業特別会計4,911万円余、港湾施設整備事業特別会計4億5,400万円余となっており、これは主に関係者等との協議・調整に日数を要したことなどによるものです。

また、10ページの左から2列目の不用額は、合計で17億401万円余となっており、その主なものは上から六つ目の林業・木材産業改善資金特別会計の6億4,842万円余、その下の沿岸漁業改善資金特別会計の4億6,813万円余など事業資金の貸付けを行う特別会計であり、この不用額は翌年度に繰り越されます。

以上が特別会計です。

続いて、11ページをお開きください。また一般会計に戻りますが、一般会計歳入財源別分類表です。

この表は、歳入決算額を自主財源と依存財源に分類したもので、決算額（A）のうち自主財源は、中ほどの小計欄にあるように2,539億7,043万円、構成比は40.97%で、12ページにある30年度の42.67%から低下しており、依存財源は下の小計欄にあるように3,658億6,052万1千円、構成比は59.03%で、30年度の57.33%からその分上昇しています。

13ページをお開きください。一般会計歳出性質別分類表です。

義務的経費、投資的経費、その他の三つに区分していますが、決算額（A）欄のうち、まず義務的経費については、2,436億2,100万9千円、構成比40.60%となっており、

これを次の14ページの30年度と比較すると、右から2列目の増減額にあるように38億40万3千円、率にして1.54%の減となっています。これは、公債費及び人件費の減によるものです。

次に、投資的経費は1,403億3,064万1千円、構成比23.39%で、前年度より14億5,883万7千円、率にして1.03%の減となっています。これは、普通建設事業費は増加したものの、その下の災害復旧事業費が減少したことによるものです。

その他は、2,160億3,655万2千円、構成比36.01%で、前年度より21億4,161万7千円、率にして1.00%の増となっています。これは、下から二つ目の貸付金は減少したものの、一番上の物件費やその二つ下の補助費等が増加したことによるものです。

以上で、令和元年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明を終わります。

詳細については、各担当部局から説明させます。

**森副委員長** 次に、決算審査等の結果について、監査委員の説明を求めます。

**首藤代表監査委員** 令和元年度の歳入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について、監査委員を代表して御説明します。

お手元に配付している令和元年度大分県歳入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を御覧ください。

表紙の次のページをお開きください。

この意見書は、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、本年7月28日に、知事から監査委員の審査に付された令和元年度大分県歳入歳出決算、基金運用状況、健全化判断比率及び書類並びに資金不足比率及び書類について、審査結果を取りまとめ、8月17日に知事に提出したものです。

それでは、1ページをお開きください。最初に、令和元年度大分県歳入歳出決算審査意見書

について説明します。

第1章審査の概要です。

第2審査の対象は、令和元年度大分県一般会計及び大分県公債管理特別会計など11の特別会計です。

次に、第3審査の方法ですが、決算審査にあたっては、審査に付された歳入歳出決算書等について、決算の計数は正確であるか、予算は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているかなど、こちらに記載の4点を主眼として関係証書類との照合等を行うとともに、定期監査や例月出納検査等の結果を踏まえて慎重に審査しました。

2ページをお開きください。第2章審査の結果及び意見です。

第1審査の結果ですが、さきほどの審査の方法で審査した限りにおいて、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は、関係証書類等と合致し、正確であることを確認しました。

また、予算の執行等については、議決の趣旨及び関係法規等に従い、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、第2決算の状況です。

この項の2段落目からになりますが、令和元年度の歳入歳出決算は、一般会計で歳入決算額6,198億3,095万1,272円、歳出決算額5,999億8,820万2,248円となっています。

歳入は、前年度と比較して0.02%の減少となっています。これは、県債、地方交付税が増加したものの、豪雨災害等の復旧・復興事業が進んだことに伴い、国庫支出金や繰越金が減少したことなどによるものです。

また、歳出についても、前年度と比較して0.52%の減少となっています。これは、土木費、福祉生活費が増加したものの、豪雨災害等の復旧・復興事業の減や県立武道スポーツセンターの完成などにより、投資的経費が減少したことによるものです。

この結果、一般会計の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は198億4,274万9,024円の黒字、形式収支から翌年度

へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は31億7,344万7,514円の黒字となっており、また、実質収支の年度変動を見る実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は2億44万円2,691円の黒字となっています。

また、大分県公債管理特別会計など11の特別会計の歳入歳出決算の合計額は、歳入決算額2,698億7,754万4,267円、歳出決算額2,649億8,959万5,392円となっており、前年度決算に比べ、歳入、歳出とも増加しています。

この結果、実質収支は48億3,883万2,875円の黒字となっています。

続いて、第3審査意見です。

令和元年度の決算は、一般会計、特別会計ともに実質収支は黒字となっています。実質公債費比率は8.8%と、前年度に比べ0.6ポイント減少し、改善が見られます。

引き続き、県民中心の県政を基本とした安心・活力・発展の大分県づくりを加速前進させることが求められている中、地方創生の推進や災害に強い県土づくりなど行政需要はますます増大していくことが予想されます。

また、令和2年2月以降、日本国内で感染が確認されている新型コロナウイルスへの対策も懸念されます。

については、今後とも次の各事項に十分留意され、限られた財源の中で、効率的かつ効果的な行財政運営が行われるよう、強く期待します。

まず、第1点目として、行財政改革の推進についてです。

行財政運営の効率化・健全化に向けては、平成27年10月に策定した大分県行財政改革アクションプランに基づき、県税の徴収強化等による歳入の確保や事務事業の見直しなどの改革に取り組まれた結果、財政調整用基金の残高は大分県行財政改革アクションプランの目標額の324億円を上回る351億円になるなど、成果を上げています。

県債残高については、普通会計決算で残高が前年度に比べて79億円、0.8%増の1兆3

48億円で、臨時財政対策債を除いた実質的な残高も前年度に比べて41億円、0.7%増の6,304億円で、18年ぶりの増加となりました。

近年の相次ぐ大規模災害に加え、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増大や公共施設等の老朽化への対策など、財政環境は厳しく予断を許さない状況です。

また、国では、新経済・財政再生計画の枠組みの下、歳出改革等に向けて取組の加速・拡大を図っており、引き続き地方に対する歳出削減等を求める声が強まることが想定されます。

このため、最少の経費で最大の事業効果を上げられるよう、常に事務事業の検証を行い、選択と集中やスクラップ・アンド・ビルドに取り組むとともに、新たに策定した大分県行財政改革推進計画も踏まえ、先端技術を活用した新たな行財政改革の推進に取り組み、より一層の行財政運営の効率化・健全化に努められるよう要請しました。

次に、第2点目は、資産マネジメントの強化についてです。

県有建築物や公共インフラ施設の老朽化は年々進行しており、大規模改修や建て替えなど更新の時期を迎えています。

これらの資産は防災面においても、県民生活の安心・安全を支える極めて重要な施設となることから、大分県公共施設等総合管理指針等に基づき、引き続き計画的な点検・診断を行うとともに、施設総量の縮小や施設の長寿命化を着実に推進し、老朽化に伴う財政負担の縮減・平準化に努められるよう要請しました。

また、令和2年3月に策定した県有財産売却等推進計画に基づき、未利用財産の売却・貸付けや広告収入の拡大などに積極的に取り組み、さらなる収入の確保に努めるなど、一層の資産マネジメントの強化が図られるよう要請しました。

第3点目は、収入未済の解消についてです。

一般会計及び特別会計の収入未済額の合計は31億9,464万2,993円で、前年度に比べ3,162万1,735円、0.98%の

減と10年続けて前年度を下回りました。

このうち、県税については、徴収対策の強化などにより、前年度に比べ3,090万8,259円、2.06%減少するなど、各機関の努力により一定の成果が得られています。

他方、前年度に比べて増加しているものもあり、収入未済額全体としては、依然として多額であることから、今後とも、引き続きその解消と新たな発生防止に努められるよう要請しました。

第4点目は、財務事務の執行についてです。

定期監査等においては、一部に不適正な事例が認められたものの、おおむね適切な処理が行われていました。

監査において是正改善の必要性が認められた主な事項は、財産の管理については、ETCカードや大手町駐車場プリペイドカードの使用簿に交付及び返納の確認印が押印されていない事例や、農業実習会計の事務処理について生産製作品調書等が作成されていない事例、会計事務については、事業実施主体が補助事業で購入した車両について事業計画書に記載された車両の使用が確認できない事例や、補助金の支出において完了確認ができないまま額の確定や精算払を行っている事例、契約事務については、スクールバス運行委託において、契約に定められた履歴書の提出のない者がスクールバスを運転し物損事故を起こしている事例など記載のとおりですので、組織的なチェック体制の強化、研修の充実に努めるなど、内部牽制機能の強化を図るとともに、ICTを活用した行政の省力化・効率化についても検討されるよう要請しました。

以上が歳入歳出決算についての審査意見です。

なお、5ページから98ページにかけては、第3章決算の概要として個別の内容を述べていますが、説明は省略します。

次に、99ページをお開きください。令和元年度の基金運用状況についての審査意見です。

まず、第1章審査の概要ですが、第2審査の対象は、大分県土地開発基金及び大分県美術品取得基金の2基金です。

第3審査の方法は、基金運用状況書の計数は

正確で関係証書類と合致しているかなど、こちらに記載の3点に主眼を置いて審査しました。

次に、第2章審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果は、各基金の運用が確実かつ効率的に行われていることが認められました。

次に、第2審査意見としては、各基金について、今後とも有効な活用に向けて引き続き努力されるよう要請しました。

次に、101ページをお開きください。令和元年度大分県健全化判断比率についての審査意見です。

まず、第1章審査の概要ですが、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、健全化判断比率の算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているかなど、記載の2点を主眼として関係書類と調査照合し、関係部局から説明を求めるなど慎重に審査しました。

次に、第2章審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果にあるように、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められました。

次に、第2審査意見としては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されず、また、実質公債費比率と将来負担比率は早期健全化の基準未満であったことから、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

最後に、102ページをお開きください。令和元年度資金不足比率についての審査意見です。

まず、第1章審査の概要ですが、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、資金不足比率の算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているかなど、記載の2点を主眼に慎重に審査しました。

次に、第2章審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果にあるように、審査に付された大分県病院事業会計など6会計について、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

次に、第2審査意見としては、いずれの会計も資金不足比率は算定されず、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

以上で、令和元年度大分県歳入歳出決算等の審査の結果についての説明を終わります。

**森副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

今回、事前通告はありませんが、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、これをもって決算の概要及び決算審査等の結果の審査を終わります。

なお、監査委員はこれで退席となります。お疲れさまでした。

〔監査委員退室〕

**森副委員長** これより、会計管理局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、会計管理局長の説明を求めます。

**森山会計管理局長** それでは、まず初めに、令和元年度に実施された行政監査及び包括外部監査の結果について御説明します。

お手元の資料、令和元年度行政監査・包括外部監査の結果の概要ですが、この資料の1ページをお開きください。

1にあるとおり、行政監査は、財務に関する監査とは別に、毎年度、監査委員が県の事務執行について特定のテーマを選定し、適正性や効率性等の視点を主眼として実施するものです。

令和元年度は、2にあるように公金収納事務

についてを監査テーマとし、3に記載の着眼点から監査を実施していただきました。

5の監査の結果についてですが、改善事項として、港湾使用料の徴収事務や証紙消印実績簿の記載の徹底の2項目、検討事項として、使用料の徴収方法や領収書の発行方法、手数料の収入方法など7項目について御指摘を受けました。

6のまとめとして、行政手続の電子化を推進する組織である電子県庁推進本部における各部会の責任と権限が曖昧な状況であるため、その実効性が懸念されるといった御意見や、推進本部の組織体制や所掌事務等の見直しを行った上での一刻も早い電子申請・電子納付の本格実施の御要望等をいただきました。

この行政監査のうち、会計管理局に関する項目について説明します。

3ページをお開きください。2件の御指摘をいただいています。

一つは上から3番目、証紙を売りさばっている県の機関の状況を正確に把握するとともに、再発防止について検討されたいとの御指摘です。

収入証紙取扱事務てびきの別表に、証紙売りさばきを行っていない県の機関が含まれていたことから、関係書類の確認や直接の聞き取りにより、証紙を売りさばく県の機関の把握を行い、今年2月には改訂版を発行しました。今後とも正確な把握を行い再発防止に努めていきます。

一つ下ですが、証紙を売りさばく県の機関が証紙受払報告書を提出する事務が無駄になっていると認められることから、報告を求める目的と必要性について検証し、今後の取扱いについて検討されたいとの御指摘です。

証紙受払報告書は、証紙の在庫調整や印刷の基礎資料として活用することを目的として提出を求めていましたが、現在は証紙交付簿により代替可能なことから、証紙受払報告書の廃止に向け検討します。

次の包括外部監査については、当局では指摘等がありませんので、説明は省略します。

続いて、令和元年度決算について、お手元の一般会計及び特別会計決算事業別説明書により御説明します。

279ページをお開きください。一般会計の歳出決算額は、上段の表の一番下の行、歳出会計欄の左から3列目、支出済額ですが、8億5,154万7,094円です。

その下の表、用品調達特別会計の歳出決算額は、21億6,641万6,548円となっています。

次に、281ページをお開き願います。会計課及び審査・指導室分について説明します。

第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費は、決算額2億2,001万7,258円で、職員28人分の給与費です。

第6目会計管理費は、決算額7,408万8,747円で、会計事務の指導等に係る経費です。

次に、282ページをお開きください。

用度管財課分ですが、第1目一般管理費は、決算額2億4,899万3,357円で、職員34人分の給与費です。

第6目会計管理費は、決算額4,117万5,325円で、庁用自動車の管理などに要した経費です。

283ページを御覧ください。

第7目財産管理費は、決算額2億3,794万7,485円で、県庁舎本館及び新館の維持管理などに要した経費です。

第8目県庁舎別館及振興局費は、決算額2,932万4,922円で、県庁舎別館等の維持管理に要した経費です。

285ページをお開きください。用品調達特別会計です。

この特別会計は、県の機関で使用する文具などの消耗品や備品、印刷物の調達事務を一元化し効率的に行うために設けているものです。

第1款用品調達費第1項用品調達費第1目用品総務費の決算額159万4千円は、前年度の決算剰余金を一般会計へ繰り出したものです。

次に、第2目用品費の決算額21億6,482万2,548円は、各所属からの要求に基づく用品の購入に要した経費です。

続いて、歳入決算額の予算に対する増減額及び不用額の主なものについて説明します。

別冊の決算附属調書の12ページをお開きく

ださい。最初に、歳入決算額の予算に対する増減額についてです。

科目欄の雑入のうち用度管財課所属分は、次の13ページ、減収となったものの中から3番目、122万7,481円で、庁舎管理費収入が見込みを下回ったことによるものです。

次に、不用額について説明します。15ページをお開きください。

科目欄の総務費、総務管理費の6番目にある会計管理費685万8,928円は、高速道路の使用料など、使用料・賃借料が見込みを下回ったことや経費節減によるものです。

次に、特別会計分の不用額です。52ページをお開きください。

一番下の用品調達特別会計の不用額は、用品費1億7,117万7,452円で、各所属からの用品調達要求が見込みを下回ったことによるものです。

**森副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

今回、事前通告はありませんが、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

**猿渡委員** ここでいいかどうか分かりませんが、庁舎管理の関係になるかと思えます。私が気になっているのが、障がい者の方たち、特に車椅子等の方たちが県庁に見えた際、雨の日に車から降りるのにぬれて移動しなければならない状況があります。それについて改善が必要と考えます。

別館庁舎の福祉部局に見えたときも、雨にぬれて移動し、庁舎に入らなければならない状況があり、特に障がい者の方たちは、雨にぬれることにより体調を崩しやすい方たちも多いので、改善が必要と思えますが、どうですか。

**中村用度管財課長** 障がい者の方の雨の日の移動についてお答えします。

庁舎の入口に監視職員がおり、そちらの者に言っただけであれば、雨にぬれないところで降りていただくこともできます。また、事前にお電話いただいたら、障がい者の方にはできるだけ近い駐車場を準備するようにしています。ぜひ監視職員を使ってください。

**猿渡委員** 実際に来られた場合、事前に連絡はしていなかったと思いますが、ぬれなければならぬ状況が見受けられます。屋根のあるところで乗り降りできないかと思うので、今後に向け、ぜひその辺りも検討してください。

**中村用度管財課長** 用度管財課は庁舎の管理は行っていますが、施設の改良となると土木建築部なので、そちらとも相談してみます。

**河野委員** さきほど説明いただいた収入支出の増減理由のところで、附属調書13ページに用度管財課所属分で庁舎管理費収入が見込みを下回ったことによると出ていました。

庁舎管理費の収入となると、例えば、自動販売機の設置に伴う占用料といったものがこれに入っているのかなと思います。先般、議案説明で様々な団体の収支決算報告があり、その中にアイバンクとか賢バンクが設置している寄附付きの自動販売機の設置について県庁舎では見ないという話をして、総合社会福祉会館ではきちんとそういうのが設置され、県民に対する公益事業の理解を深める一助になっているが、それがなぜ県庁舎でできないかと問い合わせたとき、担当課は、実は庁舎管理を担当しているところと協議をしたがだめだと言われたという説明を受けました。

その辺の考え方なり、ここに出てくる庁舎管理収入がそういったものも含んでいるかどうか、自動販売機の設置についてお聞かせください。

**中村用度管財課長** 自動販売機の設置は、確かに用度管財課で入札していますが、どこに何を置くかは総務部で決定しています。こちらはあくまでも庁舎の維持管理だけしています。

そして、庁舎管理費の収入見込みが下回った件は、実は新館13階にあったレストランぶんどが今年5月29日に閉店しましたが、コロナウイルスの関係で本来今年3月31日までに納入していただくはずだった光熱水費の納入期限を来年3月31日まで延期したことによるものが主です。

**森副委員長** そのほか、委員の皆さまからありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、事前通告が2名の委員外委員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

**堤委員外議員** まず一つ、県発注の物品や印刷の入札の関係です。入札の時期とか内容について、ホームページか何かで公告するんでしょうが、なかなかホームページも見ないと思う。小さな零細業者も含め、県内の中小企業に対してどういう周知をして入札の時期等をお知らせしているのか、また、随意契約もいろいろあると思いますが、例えば、どういう種類、印刷なら印刷で部数が少ないとか、こういった理由で行っているか。

あと地元発注がほとんどだと思いますが、そういう地元発注との関係はどうかを教えてください。

あわせて、さきほど資料1について聞きそびれましたが、いいですか。

11ページと12ページの中で、自主財源は令和元年の方が下がったという話があったでしょう。これについて、地方消費税清算金とか繰入金、繰越金等が減少していますが、当然、増減はあってしかるべきですね。ただ、今回減少したのは何か特別な理由があるのか、分かれば教えてください。

**中村用度管財課長** まず、県発注の物品や印刷等の入札時期や内容について御説明します。

用品調達特別会計で発注する物品の印刷物などについて、一般競争入札は、さきほど言われたとおり、県のホームページの用度管財課のページで公告を掲載し、トップの新着情報にも掲載しています。WTO案件は、このほか、県報でも公告することとなっています。

指名競争入札で発注する印刷物や公用車の場合は、物品等電子入札システムに登録している事業者の中から指名する事業者システムを通じて通知しています。

次に、随意契約ですが、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき、用品調達特別会計で発注する備品、消耗品、被服については予定価格が160万円以下、印刷物は250万円以下の場合、見積り合わせにより随意契

約をしています。

また、ガソリンや灯油などの燃料は、同条第1項第2号により官公需適格組合との随意の単価契約を締結しており、航空燃料についても同様に条件に適合する事業者と随意の単価契約を締結しています。

地元発注の比率は、件数では全部で1,579件あり、総額は21億6千万円となっています。このうち、県内事業者への発注は1,292件で81.8%、金額は16億6千万円、また、県内に支店がある準県内事業者への発注が239件で15.2%、金額は3億6千万円、県内事業者と準県内事業者の合計では1,531件で97%、金額は20億2千万円となっています。

**中本会計課長** 地方消費税清算金の減と……

**堤委員外議員** 資料1の11ページと12ページの平成30年度、令和元年度を見ると、自主財源は42.67%が40.97%と下がってきているでしょう。中を見ると、地方消費税清算金、繰入金、繰越金、諸収入とか、こういうのが下がってきていますね。当然増減するのは当たり前ですが、この大きな要因、つまり、一番下がった要因はどこにあるか分かれば教えてくださいという意味です。地方消費税清算金がどうと特定しているわけではありませんから。

**森山会計管理局長** あくまでもこちらの分析で、総務部にも確認していることですが、昨年、一昨年との比較で、まず依存財源の県債、防災・減災、国土強靱化緊急事業債等の大幅な増があったということで依存財源というくくりになるので、こちらが膨らんだと。総体的に自主財源の方が割合は下がったという形になります。

また、自主財源の繰越金についても、平成29年の北部豪雨災害復旧事業が進展したことにより、この繰越金が減少したこともあります。

それから、諸収入の県の制度資金ですが、これも災害復旧等が進んで融資残高が減ったことにより元利収入が減ったことで、こちらも減っている、こういう要因等があり、総体的に自主財源が減少しています。

**守永委員外議員** まず、会計管理局職員の時間

外勤務についてお尋ねします。

一般会計及び特別会計決算事業別説明書の281ページ、282ページ、一般管理費に給与費が記述されていますが、会計管理局職員の時間外勤務手当についてはどのようになっていますか。

働き方改革に取り組まれていると思いますが、どのような変化が前年度とあったのか、お尋ねします。

それともう1点、事業別説明書の283ページ、財産管理費の県庁舎管理費について、県庁舎等の維持管理に要した経費等として記述されていますが、落札額の状況はここ数年でどのように変化しているのか。また、雇用者、そこで働く方々の賃金水準について状況を把握していれば教えてください。

以前も尋ねたことがあるので、その後、もし把握されていればということでお尋ねします。別課の部分ももし状況が分かれば教えてください。

**中本会計課長** 時間外勤務についてですが、会計管理局における昨年度の時間外勤務手当は、130万6,024円で、局職員1人当たり37万3,789円となっており、また、時間については、職員1人当たり月平均11.6時間となっています。これについては、本庁の平均19.7時間に比べ、少なくなっている状況です。超勤縮減に取り組んだ結果、前年度と比較して約1時間ほど減少しています。

これまでも備品単価の見直しや会計管理者等への事前合議の削減等の会計事務の効率化に取り組み、関係する会計規則等を改正し、全庁的な事務の改善、簡素化を図ってきました。

また、会計管理局内部では、2年に1度の物品調達等に係る競争入札参加資格更新手続について、RPAを活用した業務の自動化に取り組んだ結果、更新時期の7月から9月の該当班の超過勤務時間は、前回、2年前の約半分に削減されています。

今後も会計管理局のみならず、全庁に関わる会計事務の業務改善に取り組めます。

**中村用度管財課長** 県庁舎等維持管理費のここ



数年の落札額の状況と、雇用者の人件費水準の状況把握についてお答えします。

財産管理費における県庁舎の維持管理費としては、清掃、警備、電力などがあり、そのうち、本庁舎などの清掃業務委託については3年間の長期継続契約となっており、前回の平成28年度の入札では、消費税抜きの年間契約額は3,399万9千円、令和元年度に実施した入札は年間3,472万8千円での落札となり、年額で72万9千円の増額となっています。

これは委託料設計に用いる国の労務単価の改定により、主に人件費の単価が上昇したことによるものと考えています。

実際の雇用者の賃金水準の状況はなかなか把握できていませんが、人件費単価は最低賃金をかなり上回るものとなっています。

また、委託契約書に労働基準法などの労働関係法令及びこれに基づく基準を遵守するように明記しており、その徹底を受託業者に指導しています。

警備業務委託についても同様の状況となっています。

**守永委員外議員** 労働時間そのもの、特に会計管理局の場合、私のイメージで大変申し訳ないですが、繁忙期があるかと思いますが、繁忙期の超勤の実態状況がどのようなものか、もし分かれば教えてください。

いずれにしても、様々なシステムを改善することにより超勤時間そのものが減少していく、あわせて、多分それはミスそのものも少なくなっていくことにつながるのではないかと思いますので、ぜひそういった工夫でいろんなことがさらに県民のためにできるような環境整備をしてください。

また、庁舎管理、清掃といった部分の委託料については3年契約で、前回の落札結果と今回の状況、人件費を中心に増額になっているという状況は分かりました。また、そこで働く方々が丁寧な仕事をやろうと思えるような環境ができるよう様々な指導をお願いします。

**中本会計課長** 会計事務の繁忙期の超勤状況ですが、出納閉鎖時期、それと年度末について、

審査関係の事務を行っている職員の残業が多くなっています。

ただ、用度管財課は繁忙期といっても年度末に集中することはないので、局全体を見ると、月ごとの大きな差はない状況です。

ただ、審査・指導室、審査関係を見ると、通常の月は40、50時間のところが、これも昨年度の話ですが、年度末になると300時間程度に増えている状況です。

**森副委員長** ほかに委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** ほかにないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって会計管理局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入ります。委員の方はお残りください。

〔会計管理局、委員外議員退室〕

**森副委員長** これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの決算の概要及び決算審査等の結果及び会計管理局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** 特にないようですので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、そのようにします。

以上で、決算の概要及び決算審査等の結果並びに会計管理局関係の審査報告書の検討を終わ

ります。

ここで執行部が入室しますので、しばらくお待ちください。

〔監査委員事務局、委員外議員入室〕

**森副委員長** これより、監査委員事務局関係の審査を行います。説明は要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、監査委員事務局長の説明を求めます。

**牧監査委員事務局長** 監査委員事務局関係の決算について御説明します。

昨年度は、知事部局や教育庁、警察本部などの267機関に対する定期監査をはじめ、公金収納事務をテーマとした行政監査、県が出資等をしている団体への監査等を実施しました。

それでは、令和元年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の297ページをお開きください。

監査事務局は、第2款総務費第9項監査委員費のみで、予算現額2億226万1千円に対して、支出済額は2億114万6,756円、不用額は111万4,244円です。

その内訳については、299ページをお開きください。

まず、第1目委員費は、予算額1,893万9千円に対して、決算額は1,884万377円です。

この内訳は、常勤の監査委員の給与費及び非常勤の監査委員3人分の委員報酬の計1,812万3,319円と、旅費など監査に要した経費71万7,058円です。

その下の第2目事務局費は、予算額1億8,332万2千円に対して、決算額は1億8,230万6,379円です。

この内訳は、監査事務局職員20人分の給与費1億7,236万2,770円と、事務局運営費として事務局職員の旅費、需用費等の経費994万3,609円です。

次に、不用額について説明します。別冊の決算附属調書の16ページをお開きください。

科目欄の上から6行目、監査委員費の事務局費101万5,621円は、超過勤務手当などの職員手当が見込みを下回ったことによるものです。

**森副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

今回、事前通告はありませんが、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、事前通告が1名の委員外委員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

**守永委員外議員** 事務局職員の時間外勤務についてお尋ねします。

事業別説明書の299ページの事務局費に給与費が記述されていますが、事務局職員の時間外手当についてどのようになっているかお尋ねします。

また、働き方改革に取り組まれている中でどのような変化があったのか、取組も含めてお尋ねします。

さきほど不用額の中で時間外勤務等の手当が予定よりも少なかったという話もありましたが、新たな工夫をされたのじゃないかと思うので、ぜひ御披露ください。

**牧監査委員事務局長** 当事務局職員の令和元年度の時間外勤務手当は、対象者16人で決算額237万6,770円です。時間数は合計で721時間、1人当たり年間45.1時間、前年度と比べると合計で181時間、1人当たり年間で11.3時間増加しています。

時間外勤務が増加した要因については、地方自治法改正に伴い、令和元年度中に整備が必要となった監査委員監査基準の制定や各種規程の見直しなどによるものです。

また、統一地方選の関係で公営企業会計の決算審査の日程が約2か月前倒しになったことなどによるものです。

なお、当事務局の働き方改革の取組について

は、行政監査や財援監査を主とする第一課と定期監査を主とする第二課に分かれ、それぞれが監査を行っていますが、一方の課の業務が集中するときなどにもう一つの課が応援する態勢を整えるなど業務の平準化を進め、超過勤務の縮減に努めています。

**守永委員外議員** 時間としては増えてしまっている状況で、その増えた背景というのは、さきほど説明された統一地方選の影響とか、そういったのでなるほどなどと思いますが、不用額の説明のときに超過勤務手当をはじめとする手当が減額というのは、結局状況としては、単価が減少したことになりますか。その辺がもし分れば教えてください。

**牧監査委員事務局長** 超過勤務手当は元年度増加しましたが、予算額に対して実績として減少が図られたので、不用額としたわけです。単価の関係ではありません。

**守永委員外議員** 状況は分かりました。確かに予算に対してなので、そうなったと思います。皆さんが生き生きと働ける職場づくりに向け、頑張ってください。

**森副委員長** ほかに委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** 別にないようですので、これで質疑を終了します。

これをもって監査委員事務局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔監査委員事務局、委員外議員退室〕

**森副委員長** これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの監査委員事務局の審査における質

疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思います。特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** 特にないようですので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、そのようにします。

以上で、監査委員事務局関係の審査報告書の検討を終わります。

これをもって本日の審査日程は終わりましたが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、次回の委員会は、明日7日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。  
お疲れさまでした。